

「岩崎ノ鼻灯台」キャラクター及びロゴデザインの商用利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「岩崎ノ鼻灯台」の灯台擬人化キャラクター及びロゴデザイン（以下「キャラクター・ロゴ」という。）を商用で利用する際に必要な事項を定め、もって岩崎ノ鼻灯台のPRと魅力発信に寄与することを目的とする。

(キャラクターの利用に関する権利)

第2条 高岡市（以下「市」という。）は、キャラクター・ロゴを利用する権利を有する。

(利用許諾の申請)

第3条 キャラクター・ロゴを商用で利用しようとする者は、燈の守り人製作委員会が定める「燈の守り人」キャラクター利用規程及びこの規定に定める事項を遵守し、あらかじめ高岡市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩崎ノ鼻灯台キャラクター及びロゴデザイン等利用許諾申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) キャラクター・ロゴを利用する対象物が分かる完成見本・イメージ（デザインラフ・レイアウト原稿等）
- (2) 法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

2 市長は、前項の規定により利用許諾を行ったときは、岩崎ノ鼻灯台キャラクター及びロゴデザイン等利用許諾通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、キャラクター・ロゴのデザイン統一のため、その他必要があると認めるときは、申請されたデザイン等の修正を求め、又はキャラクター・ロゴの利用方法等について条件を付して許諾を行うことができる。

(利用の許諾をしないことができる場合)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、キャラクター・ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許諾しないことができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき

- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき
 - (4) 特定の個人、法人又は団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき
 - (5) 特定の政治又は宗教的主張を表現したものに関する利用と認められるとき
 - (6) 申請者が、暴力団員等であることが判明したとき
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 5 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用されるとき
 - (8) キャラクター・ロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
 - (9) 「岩崎ノ鼻灯台」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき
 - (10) キャラクター・ロゴの著しい変形その他利用が適当でないと認められるとき
- 2 市長は、利用を許諾しない場合は、キャラクター・ロゴ等利用不許諾通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（利用許諾の期間）

- 第 6 条 キャラクター・ロゴの利用許諾の期間は、利用許諾の日から 2 年以内とする。
- 2 前項の期間満了後においても、引き続き利用しようとするときは、改めて第 3 条の規定による利用許諾申請を行い、利用許諾を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用者は、当該利用許諾を受けた事項を変更しない限り、利用許諾期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続きキャラクター・ロゴを利用することができるものとする。

（利用上の遵守事項）

- 第 7 条 第 4 条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) キャラクター・ロゴの利用が第 1 条に規定する目的の範囲内にあることに留意し、その趣旨を損なわないように利用すること。
 - (2) 申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
 - (3) 別記キャラクターシートで定められた色、形状等により正しく利用すること。
 - (4) キャラクター・ロゴに近接して「©WORLD EGGS inc.」を表記すること。
 - (5) 利用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。なお、市は当該完成品の写真等を告知のため広報に用いることができるものとする。
 - (6) 市が行う売上調査その他の照会に応じること。
 - (7) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更)

第8条 利用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、あらかじめ岩崎ノ鼻灯台キャラクター及びロゴデザイン等利用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 市長は前項に規定する岩崎ノ鼻灯台キャラクター及びロゴデザイン等利用変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、利用者へ岩崎ノ鼻灯台キャラクター及びロゴデザイン等変更許諾通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(利用許諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し利用対象物の回収等の措置を求めることができるものとし、利用者は、利用許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から当該利用対象物を利用することができないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反したとき

(2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反したとき

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき

(5) その他キャラクター・ロゴの利用継続が不相当であると認められたとき

2 市長は、利用者にキャラクター・ロゴの利用状況等について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許諾は、利用者がキャラクター・ロゴを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 利用申請又は利用の実施に係る経費等の負担は全て利用者の負担とし、市は一切の負担を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第12条 利用者が利用許諾を受けた対象物を利用したこと、又は利用許諾を取り消されたことに起因し、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全ての責任を負い、市長は、はその損害賠償等について一切の責任を負わないものとする。

3 利用者は、キャラクター・ロゴの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 市長は、キャラクター・ロゴの適正な管理及び利用促進の観点から、利用許諾及び利用許諾の取消し等の情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守したうえで、公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、高岡市産業振興部みなと振興課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、キャラクター・ロゴの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月6日から施行する。